

受付業務等

No.	資料名	該当頁	該当箇所	質問	回答
1	募集要項	1	3(5)	提案上限額は2019年4月～9月は消費税額8%、2019年10月～2022年3月は10%で算出しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	4	1 1	プロジェクター投影用の資料は10月5日までに提出する提案書の内容を要約した説明資料として、プレゼンテーション当日にデータを持参してよろしいでしょうか。	データは、プレゼンテーション実施日の1週間前までには提出してください。
3	募集要項	4	1 2	審査委員会の構成メンバー及び人数教えていただけますでしょうか。	委員は7名ですが、委員名は公表しておりません。
4	仕様書			仕様書内の各業務について開始時間、終業時間がありませんのでお知らせください。	再来受付、総合案内、中央処置室受付は8時開始とし、その他の業務は8時30分開始とします。終業時間については、患者がいる間は受付業務を行う必要がありますので、対象患者に係る業務が終了するまでということになります。
5	仕様書	4～9	9(1)～(4)、(6)～(12)	(1)～(4)、(6)～(12)までの各業務項目の最後に、「その他、○○○○に付随する業務を行う。」と記載がありますが当該記述は業務範囲が不明確で、且つ貴院からの指揮命令の可能性のある表現で、偽装請負と解釈される可能性があるため、削除していただくことは可能でしょうか。また、付随する業務が発生する場合は、9委託業務の(5)に従い、仕様書に記載のない業務内容が発生した場合の対応に準じて、病院と業務受託者が協議のうえ対応することによろしいでしょうか。	「その他、付随する業務」とは、仕様書に示す業務と“密接不可分な業務または一体的に行われる業務”を指すものであり、当院の指揮命令下で行ってもらうものではありません。
6	仕様書	6	9(7)	別に公示されている仙台市立病院医事業務等（外来病棟業務等）にも同一の業務内容が記載されています。（外来病棟業務等）と（受付業務等）におけるそれぞれの業務範囲や業務量はどのようにお考えでしょうか。	公費負担医療制度対応業務については、新患受付や入院受付時の受給者証確認などと考えております。
7	仕様書	9	1 0(1)	統括責任者（副統括責任者を含む）の配置については、別に公示されている（受付業務等）の募集要項と同一人物でも差し支えありませんでしょうか。	同一人物でも可とはしますが、両業務併せて100名近い職員を総括する責任者として、「常に全体業務を把握できる場所で勤務し、責任者として速やかに対応できる体制を取る」という総括責任者の責務を確実に遂行できることが前提となります。

受付業務等

No.	資料名	該当頁	該当箇所	質問	回答
8	仕様書	10	10(5)	業務従事者の要件についての規定がありますが、要件に当てはまらなければいくら優秀な人材でも配置不可ということで宜しいでしょうか。受託開始時及び受託開始後を含めて、全社員が要件にあてはまっていなければ配置できない（例外規定なし）ということで宜しいでしょうか。	「優秀な人材」というのがどのような人材か分かりませんが、要件を満たさない職員を配置しようとする場合は、当院と事前に協議を行っていただく必要があります。
9	仕様書	16	23	「病院は、業務受託者が本仕様書に記載されている事項を誠実に履行しないと認めた場合は、契約期間中であっても契約を解除できる」とありますが、履行しないと認めてどれくらいの期間で解除するとお考えでしょうか。（3か月後等）	履行遅滞等による契約の解除につきましては、民法541条に基づき、“「相当の期間」を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき”に、当院が解除できることとなりますが、「相当の期間」については、履行遅滞等に至った原因や当院業務へ影響など、客観的事実を考慮した上で判断することになりますので、現時点で明確な期間を示すことはできません。
10	要求水準書	1	2(1)③	「少なくとも殆どの従事者が前年度と同様の業務に従事することにならないように配慮する」となっていますが、業務内容や、個人の適性等考慮し、前年度と同様の業務を行わせた方が個人のスキルを高め、精度と生産性の向上が図れ、患者サービスに貢献できる場合もあります。委託者の裁量で行うことは認められないのでしょうか。	当該事項は、職員が複数の業務を経験することで、急な欠員に対して業務間での支援体制が構築できるなど、円滑な業務遂行が継続的に実施されることを求めるものです。当該目的を達成できるということであれば、委託者の裁量を一切認めない趣旨ではありません。
11	要求水準書	2	2(2)	人員配置が標準人員配置表の人数以下でも業務に支障がない場合、それでも委託料の減額は必要なのでしょうか。業務ごとの標準人員配置数に囚われると、繁忙に合わせた、繁忙時間に合わせた部署の配置は難しいと思われませんが、いかがでしょうか。厚生労働省の「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準」（37号告示）の内容と照らし合わせると、欠員による減額は偽装請負とみなされる可能性があることはご承知の上での減額規程なのでしょうか。	当院が示している仕様書及び要求水準書については、関係法令に則り作成しております。